

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

庁用自動車管理規則（平成13年規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庁用自動車の使用) 第9条 略 2 略 <b>3 運転者は、庁用自動車を運転しようとするとき、及び庁用自動車の運転を終了したときは、酒気帯びの有無について、安全運転管理者等又は管理責任者の確認を受けなければならない。ただし、安全運転管理者等又は管理責任者の確認を受けることができないやむを得ない事情があるときは、安全運転管理者等又は管理責任者が指定する者による確認をもって、本文の規定による確認に代えることができる。</b>	(庁用自動車の使用) 第9条 略 2 略

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

庁用自動車運行日誌

令和	年	月	日（ ）	所属名		運転者	
同乗者	1		2		3		4
用務							
行程							
時間	: ~ :						
運転終了時メーター							k m
運転開始時メーター							k m
運行距離数							k m
給油所名					給油量	ℓ	
	確認者	確認時間	確認方法	酒気帯びの有無			
運転前		:	対面・カメラ等 ・電話等	検知器	有・無（ mg / l ）		
				その他	有・無		
運転後		:	対面・カメラ等 ・電話等	検知器	有・無（ mg / l ）		
				その他	有・無		
<p>※ 運転前後に各項目に従い確認し、□にチェックをしてください。</p> <p><u>（運転前点検）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 車両の外周を確認し、車体の傷やへこみ箇所を確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> タイヤのパンク、損傷及び亀裂の有無を確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> ドアミラー及びルームミラーの向きを確認し、調整すること。</li> <li><input type="checkbox"/> ブレーキペダルの踏みしろ及びパーキングブレーキの引きしろ（踏みしろ）を確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> エンジンの掛かり具合を確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 燃料の残量を確認すること。</li> </ul> <p><u>（運転後点検）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 車両の外周を確認し、新たな車体の傷やへこみ箇所を確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 燃料の残量を確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> ライト、室内灯等のランプ類の消し忘れがないかを確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> ごみ、資料等の置き忘れがないかを確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 窓閉め及び施錠を確認すること。</li> <li><input type="checkbox"/> 公用車に異状があった場合は、備考欄に記入し、管理責任者に報告すること。</li> </ul>							
指示事項							管理責任者
その他必要事項							
備考							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。